

指定通所介護および指定介護予防通所サービス
リハビリデイサービス すまあと
運営規程

リハビリデイサービス すまあと運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社神戸在宅リハビリテーション事業団が開設する指定通所介護事業所および指定介護予防通所サービス「リハビリデイサービスすまあと」(以下「事業所」と言う。)が行う指定通所介護事業および指定介護予防通所サービス(以下「事業」と言う。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定通所介護および指定介護予防通所サービスの従事者が、要介護又は事業対象者・要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護および指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、その目標を設定し、計画的に支援を行う。

指定介護予防通所サービスにおいては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう、その目標を設定し、計画的に支援を行う。

- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- (5) 前4項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)、「神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第30号)、「神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱」(平成29年1月1日神戸市保健福祉局長決定)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(6) (事業の運営)

指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供に当たっては、事業所の従業員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 リハビリデイサービス すまあと
- (2) 所在地 兵庫県神戸市北区北五葉1丁目1-5ハピネスプラザ3F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 常勤兼務

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、利用者に応じた具体的な通所介護および介護予防通所サービス計画の作成等を行う。

また、法令等において規定されている指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護および介護予防通所サービスの従事者

通所介護従業者は、〔指定通所介護・指定地域密着型通所介護〕、指定介護予防通所サービス事業の業務に当たる。

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上 訪問看護ステーションと連携

機能訓練指導員 1名以上

介護職員 3名以上

生活相談員は、事業所に対する〔指定通所介護・指定地域密着型通所介護〕、指定介護予防通所サービス事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

介護職員は、〔指定通所介護・指定地域密着型通所介護〕、指定介護予防通所サービス事業の介護の業務にあたる。

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び介護を行う。

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) 単位ごとのサービス提供時間は次の通りである。
 - ① 9:20~12:35 ② 13:25~16:40
 - ③ 9:20~12:35 ④ 13:25~16:40
- (4) 天変地異による災害時等は、利用者の安全を優先して休業となる場合もあります。

(指定通所介護および介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

単位ごとのサービス利用定員は次の通りである。

月・火・水・木・金：①24人 ②24人

土： ①15人 ②15人

(指定通所介護および介護予防通所サービスの内容及び利用料金等)

第7条 指定通所介護および介護予防通所サービスの内容をつぎの通りとする。

- (1) 通所介護および介護予防通所サービス計画の作成を行う
- (2) 日常生活動作の訓練を行う
- (3) 生活上の指導・アドバイスを行う
- (4) 送迎サービスを行う
- (5) その他関連するサービスを行う

指定通所介護および指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。

その他の費用については、下記の通りとする。

その他の費用

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護および介護予防通所サービスに要した送迎費は、その実費を徴収する。なお、実費の額は、片道 500 円とする。
- (2) 前1項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。
 - 1 通常要する時間を超えて提供されるサービス
 - 2 上記の他、その利用者に負担させることが適当と認められる費用……………実費
- (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、神戸市北区とする。詳細な実施地域（送迎地域）は下記のとおりである。但し、下記の送迎地域外において送迎を実施した時には、片道 500 円の交通費を徴収する。

北五葉 南五葉 鈴蘭台南町 鈴蘭台北町 鈴蘭台西町 鈴蘭台東町 中里町 甲栄台
松宮台 惣山町 杉尾台 泉台 緑町 若葉台 山の街 桂木 大原 山田町小部
君影町 星和台 鳴子 ひよどり台北町 ひよどり台

(利用料等)

第9条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は、送迎に要する費用を徴収する。

片道 1km まで 50 円

以降 1 km を増すごとに 50 円

3. レクリエーションの提供に関する費用については、実費分を徴収する。

4. おむつ代については、200 円を徴収する。

5. その他、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活に於いても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6. 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7. 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

8. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時における対応方法)

第10条 通所介護および介護予防通所介護従事者等は、通所介護および介護予防通所サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、必要に応じて、救急車の要請を行う。

(2) 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、受診や入院に際しては、神戸市の事故報告受付用入力フォームより入力し、神戸市へ報告を行う（以下、参照）

事故報告受付用 入力フォーム： 介護保険及び老人福祉施設等事業者における事故報告・高齢者虐待（疑い）報告

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/bb3165932a626b50271fdf0897cb82e061115a dc715a4a0bb29cfe6f25b5d5a3>

- (3) 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 1 1 条 非常災害に関しては、マニュアルによるものとし、毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。

事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業員に周知するものとする。

- (2) 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体について従業員及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年 2 回行うものとする。
- (3) 指定通所介護事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
- (4) 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。
- (5) 指定通所介護事業者は、第 2 項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて移設防災計画の見直しを行うものとする。
- (6) 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関への入院し、又は社会福祉施設等への入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 1 2 条 事業所は、通所介護および介護予防通所サービス従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に接遇研修を行う
- (2) 継続研修 年 1 回に技術研鑽等を目的とした研修会・勉強会などに参加する

（個人情報保護）

第 1 3 条 事業所は以下の通り、個人情報保護に努める。

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても守秘義務を負うものとする旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービスにかかる計画書)

第14条 通所介護および介護予防通所サービス計画の作成

- (1) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護および介護予防通所サービス計画を作成することとする。
- (2) 通所介護および介護予防通所サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成することとする。
- (3) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業所の管理者は、通所介護および介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- (4) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業所の管理者は、通所介護および介護予防通所サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付することとする。
- (5) 指定通所介護および介護予防通所サービス従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(苦情に対する対応について)

第15条 苦情処理

- (1) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業者は、提供した指定通所介護および介護予防通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。また、エントランスに苦情箱を設置することとする。
- (2) 指定通所介護および指定介護予防通所サービス事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- (3) 指定通所介護および指定介護予防サービス介護事業者は、提供した指定通所介護および介護予防通所サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- (4) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
- (5) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業所は、提供した指定通所介護および介護予防通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から

同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

- (6) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(記録について)

第16条 記録の整備

- (1) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。
- (2) 指定通所介護および介護予防通所サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護および介護予防通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
- 1 通所介護および介護予防通所サービス計画
 - 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 3 市町村への通知に係る記録
 - 4 苦情の内容等の記録
 - 5 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(衛生管理、感染症対策等)

第17条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回開催するに実施するとともに、その結果について、従業員に周知する。
- (4) 事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行う。
また、従業員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施を行う
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置する
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じる
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養

護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

なお、神戸市への通報は、第10条第2項に記載した、事故報告受付用入力フォームより行うものとする。

(事業継続(BCP)に向けた取り組み)

第19条

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所サービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下、「事業継続計画」という)を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じる。
- (2) 事業者は、事業継続に向け、委員会を設置し、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社 神戸在宅リハビリテーション事業団とリハビリデイサービスすまあの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。